

答申 情第72号

令和4年5月31日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開決定処分に関する諮問について（答申）

令和3年4月16日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った令和2年10月1日付け相模原市指令（疾対）第140号による非公開決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 令和2年9月17日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「“新型コロナウイルス感染症による新たな患者の確認について”の6項行動歴の現在調査中について1例より現在までの調査報告書」の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「相模原市発表資料『新型コロナウイルス感染症による新たな患者の確認について』のうち【患者概要】行動歴調査中部分に係る新型コロナウイルス感染症疫学調査票」を公開請求に係る公文書と特定し、特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当するとの理由で非公開として令和2年10月1日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書非公開決定通知書を送付した。
- (3) 令和2年11月26日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、令和3年4月16日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載によると、おおむね次のとおりである。

請求した情報は、ホームページに記載されている調査中の調査結果を求めたものであり個人情報など求めている。知りたいのは感染経路と濃厚接触者だけである。“調査中”とのホームページの記載の内容について後日判明した時点において、公表するものと思い請求しただけである。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人による請求内容は、市発表時点では調査中としていた新型コロナウイルス感染症患者の行動歴の調査に係る報告書であり、1例目から337例目までの新型コロナウイルス感染症疫学調査票と特定した。

疫学調査票には氏名、濃厚接触者、発症日、症状、行動状況の経過等が記載されており、個人に関する情報が記載されているものであり、特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、非公開とした。

なお、審査請求人は、“調査中”と記載した部分について、後日判明した時点において公表するものと思ったと主張している。しかし、厚生労働省の基本方針によると、感染者の行動歴等は、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表する必要があるとされており、公表時期は罹患が確定した段階とされている。そのため、本市は罹患が確定した時点で把握している情報のうち公表すべき情報の報道発表を行っており、報道発表後に把握した情報について再度の公表は行っていない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、1例目から337例目までの新型コロナウイルス感染症疫学調査票である。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号の趣旨及び解釈

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

これは、憲法上の個人の尊厳に係る基本的人権としての個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別されるような情報が記録された公文書を原則非公開と定めたものである。

なお、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報とする趣旨であり、照合の対象となる「他の情報」には、一般人が通常入手し

得る情報だけでなく、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

イ 当審査会の判断について

当審査会において、本件申立文書を見分したところ、新型コロナウイルスに感染した特定の個人について、実施機関が詳細に作成した個人の症状等に関する記録であった。当該文書には、氏名、年齢、住所のほか、症状、行動状況、行動歴、濃厚接触者等の当該個人に関する詳細かつ機微な情報が記載されていた。また、「現在調査中」とされた内容についても、個人に関する情報及び個人を識別しうる情報に該当することを確認した。

これらの情報は、新型コロナウイルス感染症に関する個人の機微な情報であることから、当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの若しくは識別しうる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当する。

なお、審査請求人は、知りたいのは感染経路と濃厚接触者だけであると主張しているが、感染症のまん延防止のために必要な情報を公表することについては、実施機関の説明のとおり、厚生労働省の基本方針に基づき、個人に関する情報及び個人を識別しうる情報を加工して、報道発表資料として公表している。

(3) 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

ア 条例第7条第1号ただし書イの趣旨及び解釈

条例第7条第1号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

これは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、公開することを定めたものである。

現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される可能性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人

の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要となる。

イ 当審査会の判断について

審査請求人は、知りたいのは感染経路と濃厚接触者だけであると主張しており、条例第7条第1号ただし書イに該当するか検討する。該当するか否かについては、公開することにより得られる利益と、非公開とすることによって保護される利益とを比較衡量し、前者が後者を優越する場合に該当すると判断すべきである。

この点、確かに患者の感染経路や濃厚接触者等を公開すれば、他の者は、自らも感染している可能性を各自で察知することができ、それにより、これらの者が感染に係る検査を自ら受診し、感染者や濃厚接触者の特定が促進されるといったことが考えられることから、公開することにより人の生命、健康等に係る利益があることは否定できない。

一方、公開することにより濃厚接触者等に対して不当な差別や偏見が生じたり、あるいは陽性者探しを誘発するおそれがあるならば、保護すべき権利利益として看過し難いものである。

また、実施機関によれば、患者発生時の積極的疫学調査を行うことで濃厚接触者の特定を行い、当該濃厚接触者に対するPCR検査の実施や、当該検査の結果、陽性と判断されれば自宅待機の要請や健康状態の観察を行っており、感染症法の趣旨に鑑みた感染予防対策は実施されている。そして、患者に関する情報として、報道提供時において、既発表患者との接触状況及び関係性や、流行地域への移動歴を公表し、他にも、クラスター発生施設の種別を公表することにより、類似施設の利用者等への注意喚起を行っている。

これらのことからすれば、実施機関は、自らの調査により濃厚接触者の特定や感染した患者の把握に努めており、かつ、当該感染症や患者に係る一定の情報を発信することで感染に対する注意喚起を行っており、患者の詳細な行動歴をすべて開示しなくとも、感染予防に係る対策は行われているといえる。

さらに、すでに報道発表している感染予防対策に必要な情報以外の情報を公開されることで、中傷被害等を恐れ、積極的疫学調査への協力を拒む者が発生する可能性があり、かえって濃厚接触者等の特定が困難となるおそれがあり、その結果、適切な積極的疫学調査や、その後の感染防止対策の実施に支障が生じるおそれがあるといえる。

これらの利益を比較すれば、患者の感染経路や濃厚接触者等を公開することにより得られる利益が、非公開とすることによって保護される利

益を優越するとはいえないことから、条例第7条第1号ただし書イに該当するとはいえない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非公開決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 4月16日	実施機関からの諮問
令和4年 1月31日	審議 実施機関からの意見聴取
3月14日	審議
5月31日	審議

第2部会委員 岩崎 忠
辻 雄一郎
粟谷 布由実